

電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会  
合同公開ヒアリング(第3回)  
〔平成20年5月27日(火)開催〕

追加質問に対する各事業者・団体等からの回答について

< 目 次 >

(1) 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社	1
(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	11
(3) イー・アクセス株式会社	17
(4) 株式会社ケイ・オプティコム	20
(5) 社団法人テレコムサービス協会	21
(6) 全国消費者団体連絡会	22

「電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会 合同公開ヒアリング  
（第3回）」における委員からの追加質問に対する回答

平成20年6月9日  
東日本電信電話株式会社  
西日本電信電話株式会社

(問)

交換機やメタルの劣化はどのように進んでいくのでしょうか。地理的な分布を示せないのでしょうか。

(答)

- ・ 交換機については、概ね使用期間の経過に応じて設備の劣化が生じてきており、劣化の状況や故障の発生状況等を個別に勘案し、必要に応じて交換機の更改を実施しております。従って、都市部か地方部かという地理的要因に基づく有意な差はないものと考えます。
- ・ メタルケーブルについては、概ね使用期間の経過に応じて設備の劣化が生じてきており、また、使用期間が比較的短い設備であっても、設置場所によっては、塩害・鳥害、雨・雪等、時間の経過以外の要因による劣化が一部生じています。従って、個別の設置場所の気象条件による差異はあるものの、都市部か地方部かという地理的要因に基づく有意な差はないものと考えます。

(問)

オール光化した地域（例えば自治体単位）においてメタルを撤去した場合、どの程度のコスト削減が見込まれますか。都市部では光化によりメタルを撤去できるようになった場合、その分だけでもメタルネットワークの維持コストが節約できますが、このコスト削減分をユニバの方に回せないのでしょうか。またNGN收容していく場合、全体的なユニバ算定の基礎となるコスト構造はどう変わりますか。

(答)

- ・ メタルケーブルは、使用期間に応じて減価償却が進む一方、故障対応等に保守費を要しており、仮にメタルケーブルを撤去した場合には、保守費の削減が図られるものの、減価償却費の削減効果は相対的に小さく、また、除却損・撤去費用に相当のコストが発生することが見込まれます。なお、具体的な影響額の算定については、様々な設置形態や撤去方法等を含め一定の前提条件を置く必要があることから、現時点、数値を持ち合わせておりません。
- ・ 都市部においても、上記と同様の状況であり、また、光化が進みメタルケーブルを光ファイバに切り替えるとしても、一定エリア内のお客様に光サービスへの移行をお願いする必要があり、時間を要すると考えます。
- ・ また、メタルケーブルを撤去し、光サービスに切り替えてNGNに收容する場合には、メタルケーブルや交換機の維持が不要になる一方、アナログ電話をお使いになるお客様を光IP電話に変更するため、
  - ① 光ファイバの追加投資
  - ② お客様宅に設置する端末装置や屋内配線の取替
  - ③ IPルータ（NGN）の機能追加
  - ④ PSTN上で提供している公衆電話等の固有サービスの扱い
  - ⑤ 旧式FAX等端末の接続性等のハード面・ソフト面について検証が必要であり、トータルとしてどの程度のコストメリットがあるかは、今後の検討課題であると考えます。

(問)

フェーズ2を待たずに、現在の高コスト地域で音声通話を携帯、光IP電話、WiMAX等により代替サービスとして提供できないのでしょうか。

(答)

- ・ 現在、高コスト地域における光IP電話は、当該地域におけるブロードバンドニーズを背景に、国・自治体の支援を受けて、一部の地域で提供されているものであり、これを広げていくには多額の投資を要することから、相当の時間を要するものと考えます。

(問)

フェーズ1でも、自治体がユニバ提供事業者（あるいはある自治体では携帯事業者）として認定されることも考えられますが、これについてNTT東西はどのように思いますか。歓迎しますか。

(答)

- ・ 適格事業者の指定単位やNTT法上の提供責務等の制度的な整理が必要ですが、今後、NTT東西以外の事業者であっても、自治体が構築する光ファイバ網を用いてサービスを提供する事業者等、ユニバーサルサービスとして最も低廉なサービスを提供する事業者については、適格事業者に指定されることになると思います。

(問)

NTTが主張するユニバーサルサービスの赤字補てん（特に25%高コスト地域に対する補填）の必要性について、ユニバーサルサービス制度発動（特に基金の拠出発動）の趣旨に照らして当然の論理として主張されるのですか。

IP化は、NTTの経営判断で進めていることから、IP化に伴いユニバの赤字が増加したからといって、その補填を求めることについて、ユニバーサルサービスの基本理念に照らして適切な主張と考えるおられますか。

(答)

- ・ 弊社は、IP化や都市部の競争が進展する中で、料金値下げ等により市場の変化に対応していく一方で、高コスト地域を含め全国でユニバーサルサービスの提供を求められるといった二面性を有しています。  
弊社がこうした社会的な責務を果たしていく中で、高コスト地域の維持コストを弊社のみが負担することによりユニバーサルサービスを維持していくことが困難となったことを踏まえ、著しい高コスト地域を対象に基金制度が発動されたものと理解しています。
- ・ 現行の基金制度は、技術の進展やユーザニーズの高まりによるIP化や都市部の競争の進展を総合的に勘案し、実際に、弊社が低コスト地域の黒字で高コスト地域の赤字を内部補填したうえで残る赤字▲849億円のほぼ9割弱を弊社が負担し、残りを基金からの補填により賄う仕組みとなっているものと認識しています。
- ・ 今回の弊社の意見は、4.9%の高コスト地域のサービスが、現在、①メタル加入者回線を対象とした低コスト地域の黒字による内部補填と、②NTSコストを対象とした基金補填によって維持されている中で、IP化や都市部の競争の結果として、内部補填の原資が減少するとともに、基金補填額が縮小していく問題があることから、現行の高コスト地域（4.9%）において減少していく補填額を補うよう、制度を見直す必要があると考えるものです。

(問)

き線点RT～GC間伝送路コストは、ユニバコストから接続料原価に戻すことを要請されたが、いずれにしても最終的に利用者がコスト負担することになり変わらない。利用者負担となることと、NTTコストの料金による回収という観点から、両者の相違の論理についてご説明ください。

(答)

- ・ 昨年度実施したき線点RT～GC間中継伝送路コストの回収方法の見直しは、基金の利用者負担を抑制することを目的に、ユニバーサルサービスの維持や基金負担に関する社会的コンセンサスを踏まえ、当該伝送路コストを当分の間の措置として接続料原価に算入し、弊社の利用部門を含む接続事業者が負担するという考え方にに基づきなされたものと理解しています。



(問)

ユニバーサルサービス制度の理念からすると、必ずしも負担を利用者に転嫁することが適切であるかどうか各事業者の説明が明確でない。各事業者の考え方を明瞭にご説明ください。

(答)

- ・ 弊社はユニバーサルサービス基金に拠出している一方、ユニバーサルサービスの赤字のほぼ9割弱を負担し、残りの赤字についてユニバーサルサービス基金の補填を受けている状況にあることから、自らの拠出相当額をお客様にご負担いただいております。

(問)

公衆電話について、一種、二種ごとに色を変えたり、一種に目印をつける等の手段で一種・二種の区別ができるようにはできないのでしょうか。私は、並列されている場所で、一種電話だと分かればそちらを使います。

(答)

- ・ 第一種公衆電話は、災害時・緊急時を含め外出時の最低限の通信手段を確保する観点から、市街地において概ね500m四方に1台、それ以外の地域においては概ね1km四方に1台設置することが定められています。また、第二種公衆電話については、利用が見込まれる場所に設置しており、利用の減少に応じて設置台数を削減しています。
- ・ 弊社では、公衆電話の利用が多い駅等については、第一種・第二種を併設している場所がありますが、利用の減少に応じて第二種公衆電話を撤去してきており、利用実態を踏まえ、適切な公衆電話の設置に努めています。従って、お客様の利用場所ごとに第一種・第二種双方の公衆電話でカバーしており、お客様のご利用の増減に応じて増設・削減を実施しています。
- ・ また、弊社は、第一種公衆電話の収支改善を図るため、従来から様々な工夫により、利用促進策やコスト削減策を積み重ねてきているところであり、公衆電話機の保守管理コストについて公衆電話機の色での識別を行うことによるコスト増が生じることから、実施することは難しいと考えます。

(問)

第一種公衆電話の設置場所の資料を提出していただきたい。

〔設置基準内において、一種公衆電話は二種公衆電話との関係でどのような基準で設置しているのか。(都心では、同エリアにおいて一種と二種が併設されており、駅では一種と二種が並んでいる場合もあるかもしれない。その二種の収支が黒字なら隣接して赤字を出している一種は不要とも考えられるし、逆に、二種が一種の収益を奪っているとも考えられる。そういった状況の分析ができる資料を要望。〕

(答)

- ・ 弊社は、第一種公衆電話の収支改善を図るため、利用促進策やコスト削減策を積み重ねるとともに、設置場所ごとに利用状況等を踏まえて利用しやすい場所に設置しています。
- ・ なお、第一種公衆電話の利用状況等の資料については、単独設置と第二種公衆電話との併設設置の別に分けて設置形態・利用額等を取りまとめるとともに、LRICモデルを利用して収支状況を試算し、別途、提出いたします。

**「電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会 合同公開ヒアリング(第3回)」  
における委員からの追加質問に対する回答**

**平成20年6月9日  
株式会社NTTドコモ**

## 電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会 合同公開ヒアリング(第3回) 追加質問に対する回答

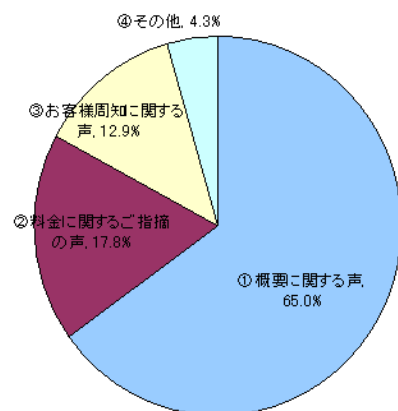
【Q.1】お客様からの問い合わせの内訳に変化はありますか。年齢層による違い等がありますか。

【A.1】

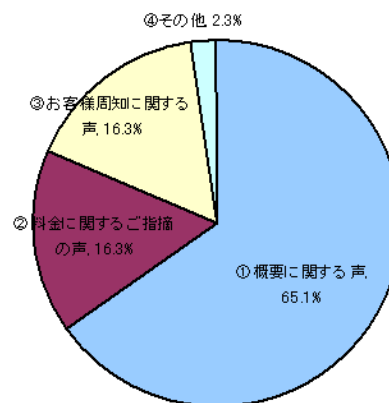
●お客様からの問い合わせ内容の内訳の推移については、時期により若干の変動はあるものの、大きな変化は見受けられません。また、当社資料で内訳をお示した2007年4月から2008年3月の期間に相当する年齢層のデータは把握しておりません。

【参考】 問い合わせ内容別構成

2007年4月～6月



2008年1月～3月



**電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会 合同公開ヒアリング(第3回) 追加質問に対する回答**

【Q.2】フェーズ2を待たずに、現在の高コスト地域で音声通話を携帯、光IP電話、WiMAX等により代替サービスとして提供できないのでしょうか。

【A.2】

- 携帯電話は電波を利用して面でエリアをカバーするため、電波の技術的特性等によりエリア内であっても、場所によっては電波干渉や電波が届かない場合があります、また、限られた電波を多数のユーザで共有するため、緊急時・混雑時などでは、サービス容量の面でも限界があります。
- したがって、現状、携帯電話は加入電話と同レベルの公平で安定的な通信を提供することは困難であるため、ユニバーサルサービスとして、加入電話の代替としての提供は難しいと考えます。

電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会 合同公開ヒアリング(第3回) 追加質問に対する回答

【Q.3】現在の高コスト地域(自治体あるいは自治体の可住地域)で携帯電話が100%使用可能な地域はあるのでしょうか。

【A.3】

- 携帯電話が100%使用可能な地域についてのデータは当社では持ち合わせておりません。
- 携帯電話の通話エリアの定義は、例えば、メッシュ地図(1km四方)の半分以上を通話エリアが占めるか否かといった基準を用いているため、通話エリア内と定義されてもすべての場所で利用できる訳ではありません。

**電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会 合同公開ヒアリング(第3回) 追加質問に対する回答**

【Q.4】NTT東西が補てん対象額の増額を主張していることについて、同グループ内の事業者としてどのように考えるか。特に、携帯電話市場の競争環境との関係について言及してください。

【A.4】

- ユニバーサルサービス制度は、全国あまねく提供が確保されるべきサービスの維持にあたり、接続等を行うことで受益している各電気通信事業者が応分に費用を負担する制度であり、特定の事業者が有利又は不利に取り扱われることのないよう競争中立性を確保することが重要であると認識しております。
- したがって、当社としては、ユニバーサルサービスを提供する適格電気通信事業者への補てん対象額については、引き続き、各電気通信事業者が公平に負担を行っていくことが適当であり、それが、競争中立性の確保に繋がると考えます。



**電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会 合同公開ヒアリング(第3回) 追加質問に対する回答**

**【Q.5】**ユニバーサルサービス制度の理念からすると、必ずしも負担を利用者に転嫁することが適切であるかどうか各事業者の説明が明確でない。各事業者の考え方を明瞭にご説明ください。

**【A.5】**

- 現行のユニバーサルサービス制度では、NTT東・西のネットワークを利用する上で同等の便益を有している点に着目して、電気通信番号数ベースによる負担額の拠出が求められておりますが、そのようなユニバーサルサービス制度の趣旨に照らし、当社としては、お客様のご利用になる電話番号数に応じてお客様に公平なご負担をお願いすることが適切であると考えております。

ユニバーサルサービス委員会  
追加質問に対する回答

イー・アクセス株式会社

平成20年6月4日



(1) イー・アクセスはH17の議論当時から、「消費者のコンセンサスが大切」「領収書・請求書への負担額の明示が大切」等、消費者の立場に近い意見を述べられてきましたが、消費者に負担が転嫁されている現状について、どのように考えていますか。

### 【弊社回答】

ユニバーサルサービス制度の本来の趣旨からも、制度の維持にあたっては、ステークホルダーである消費者のコンセンサスが重要とこれまで弊社は主張しており、引き続きこの考え方に変更はありません。

次に、消費者への明示的な転嫁の有無及び形態にかかわらず、負担額が事業者にとって事業コストになりうることは変わらないため、消費者のコンセンサスは必要と考えています、なお、この際に重要なことは、「負担の金額がいくらになるか」だけでなく、「制度の趣旨」、「目的」、「検討経緯」、「負担額は何に使われるか」、「算定根拠」などについても、コンセンサスを形成しておくことです。

この点をふまえて、5月27日の弊社プレゼンで、制度に対する信頼性及び安定性の確立を述べさせて頂きました。

また、フェーズ1において結果的に電話番号単価で消費者負担となっている現在の転嫁状況においては、事業者の資力により吸収するか否かは経営に大きな影響があることから、ある程度止むを得ないものと考えますが、この場合は、継続的な周知活動や領収書・請求書等へ負担額を明示すべきと考えます。更に、行政、支援機関、事業者が一体となり、消費者とのコンセンサス形成のための継続的な努力によって、制度への認知度・浸透性も高まり、消費者によるチェック機能の向上については料金抑止効果も期待できるのではないかと考えます。

上述に加え、フルIP化の実現によるフェーズ2における制度の枠組みの検討においても、依然として消費者がステークホルダーと考えられることから、引き続き、消費者のコンセンサスが、必要と考えます。

なお、今後のユニバーサルサービスの範囲の検討如何によっては、必ずしも現行の、事業者による拋出が適切でない場合も考えられるため、「受益者の考え方」、「負担方法」等についても、根本的な見直しの議論が必要と考えます。

(2) ユニバーサルサービス制度の理念からすると、必ずしも負担を利用者に転嫁することが適切であるかどうか各事業者の説明が明確でない。各事業者の考え方を明瞭にご説明ください。

【弊社回答】

(1)の回答に同じ (再掲)

ユニバーサルサービス制度の本来の趣旨からも、制度の維持にあたっては、ステークホルダーである消費者のコンセンサスが重要とこれまで弊社は主張しており、引き続きこの考え方に変更はありません。

次に、消費者への明示的な転嫁の有無及び形態にかかわらず、負担額が事業者にとって事業コストになりうることは変わらないため、消費者のコンセンサスは必要と考えています、なお、この際に重要なことは、「負担の金額がいくらになるか」だけでなく、「制度の趣旨」、「目的」、「検討経緯」、「負担額は何に使われるか」、「算定根拠」などについても、コンセンサスを形成しておくことです。この点をふまえて、5月27日の弊社プレゼンで、制度に対する信頼性及び安定性の確立を述べさせていただきました。

また、フェーズ1において結果的に電話番号単価で消費者負担となっている現在の転嫁状況においては、事業者の資力により吸収するか否かは経営に大きな影響があることから、ある程度止むを得ないものと考えますが、この場合は、継続的な周知活動や領収書・請求書等へ負担額を明示すべきと考えます。更に、行政、支援機関、事業者が一体となり、消費者とのコンセンサス形成のための継続的な努力によって、制度への認知度・浸透性も高まり、消費者によるチェック機能の向上ひいては料金抑止効果も期待できるのではないかと考えます。

上述に加え、フルIP化の実現によるフェーズ2における制度の枠組みの検討においても、依然として消費者がステークホルダーと考えられることから、引き続き、消費者のコンセンサスが、必要と考えます。

なお、今後のユニバーサルサービスの範囲の検討如何によっては、必ずしも現行の、事業者による拠出が適切でない場合も考えられるため、「受益者の考え方」、「負担方法」等についても、根本的な見直しの議論が必要と考えます。

## 「電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会合同公開ヒアリング」追加質問に対する回答

### ご質問事項

ユニバーサルサービス制度の理念からすると、必ずしも負担を利用者に転嫁することが適切であるかどうか各事業者の説明が明確でない。各事業者の考え方を明瞭にご説明ください。

### 弊社回答

- ✓ユニバーサルサービスが、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務」であることに鑑みれば、その維持について、広く国民全体で支えることも一つの方策であると考えます。
- ✓また、ユニバーサルサービス負担金については、事業者負担にせよ、利用者負担にせよ、結果的には利用者に負担いただいていることに変わりはないと考えます。
- ✓以上を踏まえ、弊社では、交付金が補てんされる適格電気通信事業者の経営効率化や交付金の使途、さらには補てんの必要性等について、より多くの受益者によって監視することが、ユニバーサルサービス制度のよりオープンで適切な運用に繋がるとの観点から、ユニバーサルサービス負担金を利用者の皆様に負担いただいております。
- ✓なお、利用者への転嫁につきましては、少なくとも、現状のように事業者の経営判断に委ねるのではなく、統一した取扱いを制度化すべきとの考えです。

情報通信審議会 電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会合同公開ヒアリング（第3回）からの  
当協会に対する追加質問に関する回答平成20年6月4日（水）  
（社）テレコムサービス協会

## ＜追加質問＞

ユニバーサルサービス制度の理念からすると、必ずしも負担を利用者に転嫁することが適切であるかどうか各事業者の説明が明確でない。各事業者の考え方を明瞭にご説明ください。

## ＜回答＞

サービスを提供する事業者から見て、ユニバのコスト負担額は、サービス提供のための必要コストと考えることが妥当であり、それをどのように料金に反映させるかはあくまでも事業者の判断に任せるべきと考える。

現状は、ユニバのコスト（6円/番号）をそのまま加入者に対し、分離して請求する形態を各事業者が横並びで採用している。

それは、非常に扱いやすい方法であるからと思われる。

しかしながら、上述のように、事業者の内部コストととらえる考え方を基本とした場合は、加入者に対し、ユニバのコストを分離して請求する形態をとらず、各社の考え方で、そのコストも勘案した上で、単一のサービス料金を決定する方法も存在する。

いづれにしても、まずは、当該コストが経済的なコストなのか、社会的なコストであるかについて社会的なコンセンサスの形成が必要と考える。

以上

情報通信審議会  
電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会  
合同公開ヒアリング 第4回

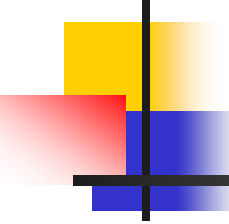


## ユニバーサルサービス制度の在り方について 合同公開ヒアリング第3回

---

2008年6月9日(月)  
全国消費者団体連絡会  
高野 ひろみ





情報通信審議会  
電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会  
合同公開ヒアリング 第3回  
質問についての回答

5月27日(火)合同公開ヒアリング 第3回配布資料中  
7ページ 聞き取りに際しての年齢・地域等属性の差について

- ・ 当会会員団体の地方(岩手、大阪、岡山、北九州)各県消費者団体・事務局へ電話での聞き取りのため、男女別・年齢・地域等の差を、数字で示せるデータとしてはありません。  
しかし、出された声は共通しておりました。

(補足)

- ・ 出された主な声

「ユニバーサル・デザインなら知っている」「制度？基金？負担金？」「カタログに説明が記載されているのは、見た事があるような気がする」「支払っているのは知っているが、いつ6円になったのか」「ペーパーレスを選択のため)明細書自体が手元に送られてこないの、支払っている実感が無い」「いつかもっと知らないうちにあがるのではないのか？」

(制度の説明後)「町中にあった公衆電話が減った」「なぜ全額ユーザーへの転嫁なのか」

※ 県消団連によっては、地方総合通信局との懇談会が行われている所もあるが、現在話題・関心ごとの中心は地上デジタル放送関連が多く、ユニバーサルサービス制度・基金についての情報提供等もされていない、との意見もありました。